

最近の違反事例③（景品表示法優良誤認表示事例）

株式会社ミーロードに対する措置命令について

＜平成29年3月30日公表＞



「バストUPとスリムUPを同時にかなえるスタイルUPサブリの決定版！」と記載

「今までの『プエラリア』では満足できなかったアナタへ…」と題し、バストの下部に手を添えたポーズの女性の画像と共に、「魅惑的なメリハリBodyに…」と、余裕のあるぶかぶかの短パンをはきお腹周りを指差している女性の画像と共に、「キュッ!」、「見てください! こんなブカブカに!」、「Gカップでも57.8kg → 47kg - 10.8kg」、「女子力UPに胸ふくらむ!!」と記載

自社ウェブサイトにおいて、あたかも、本件商品を摂取するだけで、豊胸効果が得られるとともに痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

最近の違反事例④（景品表示法優良誤認表示事例）

ティーライフ株式会社に対する措置命令について

＜平成29年9月29日公表＞



自社ウェブサイトにおいて、「ダイエットプーアール茶」と称するポット用ティーバッグ35個入り及び4個入りの食品について、あたかも、普段の食生活における飲料を対象商品に替えることにより、対象商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示をしていた。

例えば、
 ○「2大有効成分がラクラクダイエットを応援」
 ○「長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキンが『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ」
 ○「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣！」
 等と記載。

○「個人の感想であり、実感には個人差がございます。」等と記載していたが、当該記載は前記の表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではなかった。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

最近の違反事例⑤（景品表示法優良誤認表示事例）

葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の販売事業者16社
に対する措置命令について

＜平成29年11月7日公表＞

表示例：株式会社太田胃散のウェブサイト

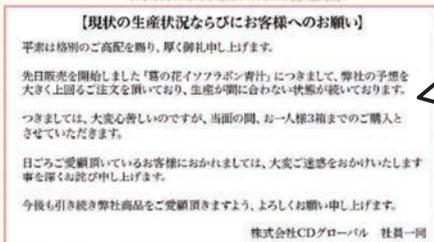


※個人感想であり、効果・効能をあらわすものではありません。

16社が販売している機能性表示食品について、あたかも、対象商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪(及び皮下脂肪)の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでの腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、16社に対し、それぞれ当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、16社から資料が提出されたが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

表示例：株式会社CDグローバルのウェブサイト



先日販売を開始しました「葛の花イソフラボン青汁」につきまして、弊社の予想を大きく上回るご注文を頂いており、生産が間に合わない状態が続いております。

株式会社CDグローバルが販売している機能性表示食品について、あたかも、本件商品の販売数量に関する具体的な予想を立て、当該予想販売数量を上回るほどの相当程度多数の注文を受けているかのように示す表示をしていた。

⇒実際には、具体的な数値予想を立てておらず、表示期間中における注文数は僅少であった。

④ 信頼できる情報源

④ 信頼できる情報源

健康食品に関する信頼できる情報源の提供について

消費者庁では、**健康食品の安全性や有効性**について、消費者の方々に向けた情報提供の充実を図るための「セカンドオピニオン事業」に取り組んでいます。

セカンドオピニオン事業とは？

広告宣伝されている健康食品の有効成分について、医学や薬学など複数の専門家に科学的見地から有効性等の評価を依頼し、その情報を不当表示の取締りや、「健康食品」の安全性・有効性情報の素材情報データベースを介した消費者の方々への情報提供に活用していく事業です。

信頼できる情報源として、国立健康・栄養研究所の「健康食品」の安全性・有効性に関する素材情報データベースを御活用ください！

国立健康・栄養研究所 素材情報データベース
<https://hfnet.nih.go.jp/contents/indiv.html>

【問合せ先】消費者庁 表示対策課食品表示対策室
 〒100-0990 東京都千代田区千代田1-1-1 庁舎204号(代表)
 電話03-3597-8900(代表) (平成26年11月作成)

国立健康・栄養研究所
「健康食品」の安全性・有効性情報
 Information system on safety and effectiveness for health foods

サプリメントで病気は治るの？

Mr. サプリ
 サプリメントへの疑問は、私がお答えいたします！

最新ニュース 基礎知識 被害関連情報
 話題の食品・成分 素材情報データベース

国立健康・栄養研究所 健康食品
<https://hfnet.nih.go.jp/>

【問合せ先】国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
 〒162-0636 東京都新宿区戸山1-23-1 電話 03-3209-5721

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161121premiums_3.pdf

⑤ バランス食生活

